

3月号（474号）

選挙権に関する小問(1)および(2)につき、考察を加えよ。なお、衆議院議員は小選挙区選出議員と比例代表選出議員からなる（公選4条1項）が、小問(1)は小選挙区選挙について、小問(2)は比例代表選挙について、それぞれ問うものである。

小問(1) 202※年、日本において人口減少が進み、国内各地に多くの過疎地域がみられ、かつ過疎地域の住民（総人口の15%）とそれ以外の地域に在住する住民との間で、利害状況、考え方などにおいて顕著な食い違い、対立がみられるようになった。

さて、衆議院小選挙区の区割りにおいて、人口比例の原則を厳格に順守しつつ（したがって、一票の重みの較差がほとんど生じないようにしつつ）も、過疎地域を意図的にバラバラに分断するよう選挙区が確定された。すべての選挙区において過疎地域の住民は全くの少数派となり、彼らの発言は封じ込められてしまったのである。そこで過疎地域に住むXは、このような選挙区割りは選挙権を侵害するもので違憲であると考え選挙訴訟（公選204条）を提起した。この請求は認容されるだろうか。

小問(2) 衆議院の比例代表選挙においては、各政党が候補者の当選順位をあらかじめ定めて作成した名簿にもとづいて有権者の投票がなされる（拘束名簿式）。202※年の衆議院議員選挙の際、比例東京ブロックに候補者を立てた甲党は、次のような名簿を作成した（衆議院の場合、小選挙区との重複立候補もあるが、議論の単純化のため甲党では重複立候補はないとする）。

A（第1順位）、B（第2順位）、C（第3順位）、D（第4順位）、E（第5順位）

この選挙で甲党は3議席獲得し、A、B、Cの3名が議員となった。もともと甲党は自由主義経済を党是とし、選挙においてもこの立場にもとづく政策を標榜し有権者の票を獲得した。ところが選挙後、党幹部の入替えもあって党の政策が変わり、自由主義経済に批判的な政策を提唱するようになった。

このような状況のもと、当選したAと第4順位のDは、党の政策変更を变節だとして批判し自由主義経済をあくまで堅持する主張を繰り返したため、党の幹部と衝突し、ついに党から除名処分を受けた（AとDは無所属となった。また除名処分自体は党内で適正手続に従ってなされている）。

のちになって、衆議院議員Bは都知事選挙に立候補するため議員を辞職したので、繰上補充の手続に入ることとなった。本来、第4順位のDが当選となるはずであったが、Dはすでに党から除名されているため、第5順位のEが当選とされた。Dとしてはこの繰上補充による当選は不当であるとして当選訴訟（公選208条）を提起した。この請求は認容されるだろうか。

2月号（473号）

宗教法人 A 教と宗教法人 X1 寺は、包括・被包括の関係にある（A 教が包括団体、X1 寺が被包括団体）。Y1 は X1 寺の住職であり、宗教法人 X1 寺の規則において住職をもって代表役員とすると定められていることにもとづき、代表役員でもある。

Y1（および X1 寺の門徒のうち数十名）は、A 教の最近のあり方に違和感を覚え、悩んだすえ、A 教との間の被包括関係の廃止を考えるようになった。被包括関係の廃止には X1 寺の規則改正が必要であり、さらにその規則改正の要件として X1 寺の責任役員（計 4 名、うち 1 名は代表役員である Y1 自身）全員の同意が求められていた。

責任役員のうち、Y1 以外の 3 名は被包括関係の廃止には反対の立場であることを考慮し、Y1 は独断で抜き打ち的に彼ら 3 名の責任役員を解任した。ところが責任役員の解任には包括団体である A 教の代表役員（宗教上の最高位たる法主）の承認が必要と定められていたところ、これがなかったため、Y1 は A 教側から呼び出しを受け、文書で訓戒を受けることとなった。しかし Y1 の意思は固く、A 教側の訓戒に従わなかった。

A 教としては、「本宗の法規に違反し、訓戒を受けても改めない者は、住職を罷免する」という規則にもとづき、Y1 を罷免した（X1 寺が被包括関係から離脱することを防止するという、A 教側の趣旨も込めている）。これにもとづき X1 寺としては、Y1 が代表役員でもなくなり X1 寺の本堂、庫裡などの建物の占有権限を失ったとして、Y1 を相手どり、所有権にもとづき建物明渡請求訴訟を提起した。この請求は認められるか。【設問前段】

宗教法人 X2 寺も宗教法人 A 教と被包括関係にある（A 教が包括団体、X2 寺が被包括団体）。Y2 は X2 寺の住職であり、宗教法人 X2 寺の規則により、住職をもって代表役員とすると定められていることにもとづき、代表役員でもある。

Y2 は地元の B カルチャー・センター主催の在家僧侶養成講座の講師となり、独自の判断で受講生に対し宗教上の法階（僧侶たる地位）を与えた。多くの人々が僧侶になれば、この地上は極楽浄土にかわりゆくという信念にもとづいたものであった。

ところが A 教においては、開祖 A 聖人以来の秘伝を受け継いだ法主のみが法階を与えるとされ、法主以外の者が法階を与えることは禁制にふれることとして戒められていた。A 教としては、Y2 の法階授与行為は A 教規則の「宗旨または教義に異議を唱え宗門の秩序をみだした」ことに該当するとして、Y2 に対し擯斥処分（僧侶の身分を剥奪する処分）を下した。

これを受けて X2 寺側としては、Y2 は住職・代表役員ではなくなり、したがって X2 寺の本堂、庫裡などの建物の占有権限を失ったとして、Y2 を相手どり、所有権にもとづきこれらの建物の明渡請求訴訟を提起した。この請求は認容されるか。【設問後段】

1 月号（472 号）

電力の安定供給のためどのような政策がとられるべきか、国会の内外で議論が交わされ、対立があるとする。衆議院議員 Y は、電力需要を火力発電（LNG）によってまかなうべきだとする立場をとると同時に、火力発電推進法案の提案者グループのなかで中心的地位を占めている。この法案は現在開会中の国会において、議員立法として近く（2 か月ほど先の 3 月中旬から衆議院で）審議に入る予定である。Y については、火力発電のプラント業者である企業 A から多額の賄賂が渡されているとの嫌疑がもちあがっており、その嫌疑について相当の理由があるため、内閣は衆議院に対し逮捕許諾（国会 33 条・34 条）を求めた。【設問前段】

また、衆議院のある委員会において、火力発電と太陽光発電の利害得失が議論された際、Y は太陽光発電の非効率性を指摘しつつ、特定の業者 X に関して、次のように言及した。「太陽光パネル業者 X は、経済産業大臣 B の古くからの友人だが、この前ともにゴルフをした際、大臣に賄賂を渡している。たまたま私の秘書が同じゴルフ場において、その場を目撃している。」ところがこの発言は Y 自身、虚偽と知りつつ行ったものであった。太陽光パネル業者 X としては、これによって名誉を毀損されたとして国および Y を相手どって賠償請求を求める訴訟を提起した。【設問後段】

（小問 1）設問前段の許諾請求に対し、衆議院としてはどのような事情を考慮して判断したらよいのだろうか。また、衆議院としては 2 か月ほど先の 3 月中旬から火力発電推進法案が審議に入る予定であるので、期限付き逮捕許諾、すなわち 3 月上旬までに限った逮捕許諾をすることを検討している。このような逮捕許諾は憲法上許されるだろうか。

（小問 2）X から提起された、設問後段の賠償請求は、認容されるだろうか。

12月号（471号）

Aは腰部の疾患により歩行が困難となり、最近では車椅子に乗ることも著しく困難である。このためAは、身体的原因により投票所に行って投票することが事実上不可能となっている。またXは、身体的能力に何ら問題はないが、対人恐怖症のため引きこもりの状態が続いている。他人と接触するような場所への外出はできないため、精神的原因により投票所に行って投票することが事実上不可能となっている。

AとXは、互いに仲が良く、また政治についての関心も高いため、お互いに電話などで政治上の議論を交わしている。ときには話が盛り上がり、1時間ほど議論を続けることすらある。

公職選挙法（以下、公選法）上、身体的原因にもとづく投票困難者に対しては在宅投票制度が設けられているが、精神的原因にもとづく投票困難者に対しては、そのような制度がない。そのため、最近数回の国政選挙、地方議会議員の選挙に限っても、Aは在宅投票により選挙権を行使することができたが、Xは行使できなかった。

そこでXは、国会の立法行為（公選法に身体的原因にもとづく投票困難者について在宅投票制度を規定し、かつその後、制度の対象を精神的原因にもとづく投票困難者にまで拡充しなかったこと）により選挙権を行使できず、また身体的原因にもとづく投票困難者に比して差別的処遇を受けたことにより精神的苦痛を受けたことを理由として、国家賠償請求を行った。この請求は認容されるだろうか。

なお、設問考察の前提として、精神的原因にもとづく投票困難者の問題は国会においてあまり議論されたことがないが、平成15年ごろから日本弁護士連合会、地方公共団体の議会などが衆議院議長、参議院議長に対し、早急に対応措置をとるよう要望する意見書を提出しているとする。

11 月号（470 号）

日本国と A 国および B 国との間で、外交上の密約が交わされ、国費が不明朗に流用されつつあるといううわさが社会に流布していた（以下、外交上の密約の疑い）。

Y は、日本の古典文学を中心に扱う書店「浮舟」を経営すると同時に、さまざまな市民運動にたずさわってきた。彼は本件外交上の密約の疑いに関心を抱き、社会正義を実現したいという思いから、時おり開催される市民集会において、この疑惑に関し積極的に発言してきた。彼は、大学時代のサークルの友人 P がたまたま外務省の大臣秘書官をしていることを頼りに、本件外交上の密約の疑いに関する省内資料を提供してもらおうと考えた。

Y の資料提供の依頼に対し、P は当初「とんでもないことだ」と強い拒否の意思表示していた。しかしもともと Y と P は長い間の友人関係にあり、Y の熱心な説得が繰り返されるうちに P は心を動かされていった。また、Y は「情報源を明かすことはない」、「あくまで市民集会で外交問題について発言する際に、若干言及するにとどめるだけだ」などと話していたので、P も考え直すようになっていった。さらに P は、外交上の密約が真実存在するなら国益に反することであるから、世論の喚起をしておくのが正しい道ではないか、と思うに至った。

そこで P は、A 国および B 国との関係についての省内資料で大臣室に回ってきたもの（以下、本件資料）をまとめてコピーし、街の喫茶店でおちあつて Y に渡した。

さて Y は、P から渡された本件資料を検討し、外交上の密約の疑いは真実であると考えた。そして市民集会での発言にとどめず、別の友人を介してジャーナリスト Q に本件資料のコピーを渡した。Q は自己の取材も加え、月刊雑誌に「外務省に密約疑惑！」と題するスクープ記事を公表するに至った。

国家公務員法上、国家秘密の漏示およびそのそそのかしは刑事犯罪とされている（国公 100 条 1 項・109 条 12 号・111 条）。P と Y はこれらの規定によって刑事罰に問われた。Y としては、自らの行為は国民の知る権利に奉仕し、社会正義を実現しようとするものであって、刑事罰を科すことは許されないと主張している。この主張は認められるだろうか。

【設問前段】

また、仮に Y が書店経営者（かつ市民運動家）ではなく報道機関に属する者であり、大臣秘書官 P に対し秘密漏示を働きかけたのであれば、どう考えるべきだろうか。【設問後段】

なお、本件資料は、国家公務員法上の秘密に該当することを前提とする。

10月号（469号）

Xらは、国民健康保険制度のあり方に対して強い批判的見解を抱いており、このような制度を廃止し、国民各自が自主的に民間の任意保険に加入すべきだとする運動を展開している。彼らはこういった運動の一環として、A県B市の中心部にある市民会館において、国民健康保険制度反対の集会を計画した。

この集会に先立って彼らは、市民に参加を呼びかけるポスター（A3サイズ）数枚を、市の繁華街の街路樹に針金でしっかりくくりつける形で掲出した。この行為が屋外広告物法およびそれにもとづく条例（下記参照）により刑事罰に問われた（事件Ⅰ）。

また、集会当日には300名ほどが参加したが、そのうちのひとりZは、市民会館の入口の階段あたりで公衆に向かって立ち、被保険者証を高く掲げ、それにハサミを入れて切り捨てた。法律上、被保険者証を故意に破損する者には刑事罰が科されると仮定し、Zはこの法律のもと刑事罰に問われたとする（事件Ⅱ）。

事件Ⅰおよび事件Ⅱについて、憲法上どのように考えたらよいであろうか。

【参考】A県屋外広告物条例

第4条1項 次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、または広告物を掲出する物件を設置してはならない。

- 1 街路樹、路傍樹およびその支柱
- 2 ……

第33条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- 1 第3条から第5条までの規定に違反して広告物または広告物を掲出する物件を表示し、または設置した者
- 2 ……

9月号（468号）

日本において、マジョリティ（majority=多数派）民族（人口の8割）と、それ以外のマイノリティ（minority=少数派）諸民族（あわせて人口の2割）がともに居住しており、歴史的にマイノリティに対して差別があった、と仮定する。最近新設された国立A大学医学部は、①社会的差別の効果の是正、②医療の領域において活躍するマイノリティの人々を増やす、③マイノリティの人々がよく居住する地域における医療を向上させる、④従来ともすればマイノリティの学生が少なかったので、その入学を促し学生集団の多様性を確保し教育の質を高める、という4つの目的のもとに、入学定員100名のうち、16名分をマイノリティに属する入学志願者のみに割り当てた。すなわち、特別入試コース（定員16名）と一般入試コース（定員84名）が並存し、マイノリティの入学志願者であればどちらでも選択できるが、マジョリティの入学志願者は一般入試コースしか選択できない。

Xは、マジョリティに属する入学志願者であるが、A大学医学部の一般入試コースでの選考を受け、不合格とされた。ところが、特別入試コースを選択したマイノリティの入学志願者のなかには、Xよりも低い評点値で合格している者がいた。Xは、A大学医学部のとっている入学者選抜措置は憲法に反しているとして訴訟を提起した。この請求は認められるであろうか。

8月号（467号）

私立Y高校は、建学以来保守的な校風を維持してきた伝統校である。またその進学実績も良好であり、地域住民から高い評価を受けている。同高校の生徒の多くは校風よりも進学実績にひかれて入学する状況であるが、高校側としては自らの校風に自信をもっており、入学希望者に対する事前説明会などでも教育指導に関する方針などにつき縷々説明し、それを理解して入学するように求めている。

この高校では、毎学期の始業式と終業式の際、生徒は起立して国歌を斉唱することとしている。また毎週月曜日の始業の朝礼をクラスごとに行うが、その際にも生徒はクラス担任教員の指導の下、国歌を起立斉唱することとしている。

この高校の生徒Xは、Y高校の優れた進学実績にひかれて入学し、以来よく学び、学業成績は良好である。大学進学後は工学部で学び、将来はエンジニアとして社会に貢献したいと考えている。またXは歴史にも造詣が深く、第二次世界大戦時に関する学習からして国旗・国歌に対し批判的な信念を抱いている。この信念にもとづいてXは、始業式や終業式、さらには毎週の朝礼の際の国歌斉唱を拒否し、着席したまま静かにしている。

高校側としては、Xに対して何度となく説得を繰り返し、皆とともに国歌を起立斉唱するよう求めたが、Xとしては信念にもとづいて拒否するしかなかった。こういった状況が相当期間経過したため、高校側としては校則5条の「校内の秩序をみだしたとき」に該当するとして、1週間程度の自宅謹慎処分を行うことを検討している。

高校側はこの問題につき苦慮し、思想・良心の自由に関わる法的問題に関し弁護士に相談することとした。仮にあなたがその弁護士であるとして、いかなる見解を高校側に示すか。【設問前段】

また、Y高校が私立ではなく公立であれば、本設問につきどう考えるべきか。【設問後段】



7月号（466号）

Xとその妻は、ともに都心の商社で働いていたが、早期退職し共通の故郷である懐かしい山間の村に帰った。彼らは庭付きの家屋と耕作地（自家用）を買い取って住みつき、以来10年を経ている。

この山間の村は自然環境に恵まれている。とりわけ春の山桜、夏の緑陰、秋の澄んだ月、冬の一面の雪景色などはあたかも日本画のように美しく、X夫妻はかつての都心での生活と違って変わった穏やかな時間を楽しみ、故郷をいつくしみつつ暮らしていた。また村人との心温まる交流をととても貴重なものと思うと同時に、10年来耕してきた畑にも愛着を感じている。

X夫妻の家には広い庭があるが、その一角に昔からの碑がある。さかのぼれば平安の昔、高名な横川の僧都が住みつき悟りをひらいた地であることを示しており、現在でも同僧都の教えを信じる人々が時おり来訪する歴史的・文化財的価値ある碑である。

ところが、この地域に大規模ダムが建設されることとなり、X夫妻が住みついた山間の村はすべて水没することとなった。彼らに対していかなる補償をなすべきか。

6月号（465号）

Y 県知事 A は、県庁の近くにある護国神社に、その慰霊大祭の際に赴き、二拝二拍手一拝という神道固有の方式で拝礼するとともに、県の公金から玉串料 1 万円を支出した。知事 A は参拝の後、新聞記者のインタビューに答え、「県知事として公式の立場で参拝したものであるが、あくまで戦没者の慰霊であり、人としての自然な感情の発露である。美しい森に守られたこの神社で亡き人々を偲ぶとき、先人たちへのおのずからなる尊敬の念が沸いてくるのではないか。どうしてこれが憲法問題になるのか」と話した。

また、知事 A は参拝の際、県庁から護国神社までは公用車を使わず徒歩で移動したこと、彼は Y 県遺族会の会長になっており、遺族会会員の票は知事当選の際に有力な支持基盤をなしていること、という事情が認められる。

Y 県県民 X は、その祖父 B が第二次世界大戦の際、海軍の将校として戦死しており、B も護国神社に合祀されている。X としては、祖父 B の戦死はあってはならない戦争の犠牲であるととらえている。X は、知事 A の参拝行為は、戦死者を美化するもので、戦争の犠牲者として B を追慕してきた自己の宗教上の立場と真っ向からくいちがい、静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益（宗教上の人格権）を害するものと考えた。そのため X は、A 県を相手取って損害賠償を求める訴訟を提起した。この請求は認容されるだろうか。知事 A の行為は政教分離規定に違反しないか、X の宗教上の人格権が侵害されたとする主張を認めることができるか、などを検討しつつ、考察を展開せよ。

5月号（464号）

Xは幼い時から顔面に腫瘍があり、心に葛藤を抱えつつ成長してきた。小中学校のころ級友から心ない発言を浴びせられ、心が落ちこんだこともあった。Xはこういった葛藤に苦しみもがいたのち、父親の紹介で博多にあるA寺の高僧Bと知り合いになり、その教えを受け、容貌のことを考えれば考えるほどそれが重大なことになってしまうが、関心を他に向け容貌のことを考えない生き方もあること、むしろ慈善活動にうち込むことに深い意義があること、を確信するに至った。Xはのち、顔を隠すことなく幾多の慈善活動を続け、今では多くの人々の敬愛の的となっている。

さて、ノンフィクション作家YはXの生き方に興味をもったが、それと並んで、外国では顔面の腫瘍のため治療薬Mが有効であるとの認識が広まりつつあるのに日本では国がこれを認可せず、そのためXのような人々が苦しむのであり、何とかしなければ、と考えた。

そこでYはノンフィクション「もうふり返ることもなく」を雑誌に掲載しはじめ、Xの実名明示は避けたが、顔面の腫瘍のこと、そのため苦しみがあったこと、ただし現在では慈善活動家として社会貢献を重ねていること、外国では治療薬Mが用いられていること、この治療薬が有効である可能性が相当程度あること、などを書き込んだ（但し、顔面の腫瘍に関する記述はかなり抑制的なものとし、かつ客観的な記述にとどめた）。またこの連載ノンフィクションはさらに続く予定で、最終的には単行本にまとめられる計画もある。

Xは、このノンフィクションを読み、いまさらながら腫瘍のことを記載されて心を傷つけられる思いを抱いている。Xには、いかなる法的救済がいかなる要件のもとで可能か。

4 月号（463 号）

県立 A 大学は、明治時代前期に創設され、それ以来の伝統と実績を誇る高等教育機関である。その教育方法は独特で、学生を寮に居住させ、彼らに苛酷な軍事訓練類似の教育を施すものである。そういった教育の趣旨からして、創設当初から入学者を男性のみに限定してきた。また、苛酷な訓練を乗り越えたという経験を共有しているため、卒業生たちは強固な団結を示し、優秀な人も多いため、同県のみならず近隣の諸県を含めた地域の政界、財界、教育界に重きをなしている。

18 歳の女性 X は、ぜひとも A 大学に入学し、その教育により自己を鍛え、卒業生のネットワークも利用して社会的に活躍したいと希望したが、大学側は彼女の性別を理由に入学を拒否した（入試自体受けることができなかった）。この大学を設置している県側の説明によれば、入学を男性に限定している根拠は、第一に教育の多元性の実現である。共学もあれば男子のみ、あるいは女子のみのところもあるというように、多様な教育機関が人々に教育の機会を提供する、ということである。第二に当該教育機関の教育方法の維持である。この大学の苛酷な教育方法は、女性には不向きだという。

X は A 大学の入学システムが憲法に反するとして訴訟を提起した。はたして本件の入学システムは合憲であろうか。【設問前段】

ところで、この問題がマスコミでも取り上げられ、社会的関心を呼んだため、県側としても憂慮し、新たに県立 B 大学を新設し、同大学は女性にのみ入学を認めることとした。そして同大学では、女性が社会においてリーダーシップを発揮することのできるよう教育プログラムを組んだ。A 大学は男性のみ、B 大学は女性のみ、というわけである。こういった対応方法は、救済になるだろうか。【設問後段】